

令和5年度第5回
東京都私立学校審議会
会議録（829回）

令和5年9月19日（火）
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 5 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 7 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第31条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月19日付、東京都知事名。

記、1、淑徳日本語学校の廃止認可について（板橋区）、ほか 6 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と新たに諮問される案件 7 件の計 9 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 4 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、辻調理師専門学校東京の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○平野委員 それでは、議案第 1 号につきまして、御説明いたします。

本案件は、辻調理師専門学校東京の設置認可についてでございます。

令和5年8月22日に、加茂川主査、東京都私学部職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人辻料理学館から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にを行い、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。また、法人本部が大阪府に存在することから、認可内容等に変更が生じる際には、それぞれの所轄庁と十分に協議を行うこと。

2つ目は、生徒に対するカウンセリングスペースの充実をはじめとして、教育施設、設備を充実させるとともに、これまで培った学校運営の経験や東京学芸大学及び地域との連携の具体化を進め、教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

3つ目は、学生生徒等納付金その他費用等について、内訳の明確化及び情報提供の充実を図って、生徒とのトラブルを避けていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、事務局から御説明申し上げます。

本案件は、新たに専修学校を設置するものです。

昨年令和4年7月の審議会で設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可の御審議をお願いするものでございます。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明いたします。

1、学校の目的は、要項1に記載のとおり、「教育基本法及び学校教育法に基づき、調理及び製菓に関する技術の習得、教養の向上、人格の陶冶を旨とし、食文化の創造及び食業界の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

開設の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人辻料理学館で、理事長は辻芳樹氏、校長は百野浩史氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項9に記載のとおり、衛生専門課程を設置し、調理師本科と製菓衛生師本科はいずれも入学定員40名で修業年限は1年、また、修業年限2年の調理応用技術マネジメント学科及び製菓応用技術マネジメント学科

を設置し、入学定員はそれぞれ160名・120名で、総入学定員は360名、総定員は640名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項11から要項14に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。なお、昨年度の設置計画承認時の校舎面積は4,997.53平方メートルでしたが、校舎面積が変更されております。こちらは、建設完了後の登記簿面積に合わせたためであり、屋上にあります塔屋の面積を登記上で計上しないなどの理由によるもので、教室等の面積に変更はございません。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び当法人設置校の設置認可日を記載しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、高等学校についての案件でございます。

議案第2号は、広域の通信制課程に係る大原学園高等学校の学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第2号について、御説明いたします。

これは、学校法人大原学園が設置しております、大原学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程・修業年限・収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。1点目として、生徒や保護者になじみ深く、かつ生徒の目指すべき人物像や生徒が抱く未来に向けた夢や希望を象徴できるような校名とするため、学校名称を「大原学園高等学校」から「大原学園美空高等学校」に変更いたします。2点目として、登校頻度に応じた納付金を設定するため、学費を改定します。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。第1に、名称に係る学則第2条の条文を変更します。第2に、生徒納付金に係る学則第31条の別表2を変更します。納付金につきましては、平日コース、土曜・集中履修コースともに、登校頻度の少ない生徒向けの学費を新設するため、表に注釈を追記するものです。変更後の学費については、附則のとおり、令和6年度入学生より適用になります。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上、議案第2号についての説明を終わります。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

次は、各種学校についての案件でございます。

議案第3号は、淑徳日本語学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第3号、淑徳日本語学校について、御説明いたします。

淑徳日本語学校は、平成5年2月17日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は学校法人大乗淑徳学園で、理事長は長谷川匡俊氏で、校長は銭高莉英氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和4年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和4年度末をもって全員退職しています。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員数などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申い

たします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第４号は、青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第４号、青梅幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項１及び２に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和６年１１月１日を予定しております。

変更の理由でございますが、園舎建て替えに伴い、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人久山学園、園長は横山牧人氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の５学級・１００名を４学級・６５名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項８から１０にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第４号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第４号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が５件ございます。

まず、議案第５号、光が丘医療福祉専門学校の設置認可に係る計画承認、議案第６号、東京先端計算専門学校の設置認可に係る計画承認、議案第７号、東京立川情報ITクリエイター専門学校の設置認可の３件につきましては、いずれも第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

また、議案第８号及び議案第９号は、学校法人大和市川学園の寄附行為認可及び大和幼稚園の設置者変更認可になりますが、こちらは第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

薬学ゼミナール市ヶ谷教室の設置認可に係る計画承認の申請取下げについて、まずは事務局から説明をお願いいたします。

○福本私学行政課長 それでは、令和５年７月開催の当審議会にて、学校設置計画の諮問を受け、部会調査案件となっております、学校法人医学アカデミーから申請のございました薬学ゼミナール市ヶ谷教室の設置認可につきまして、まずは事務局から御報告させてい

たきます。

当案件の概要は、報告事項の資料１のとおりでございます。

本件については、令和５年８月１日、第一部会による調査を実施いただきました。その際、今回設置認可を希望する学校名称が、法人が設置する無認可校と区別がつかない形で申請されていることが、部会調査において判明し、名称の再検討、変更の必要につきまして、委員から御指摘をいただきました。

部会調査後、都は、所轄の新宿区とともに、法人指導を行い、名称変更に向けて検討がなされましたが、法人側が認可校と無認可校の違いについて名称及び教育の体制や内容を改めて整理する必要があるとのことで、今般、申請の取下げに至りました。

令和５年９月１１日に、所轄庁である新宿区から諮問の取下げが提出され、１２日、受理したところでございます。

このため、当案件は審議を継続いただくことができなくなりましたので、御報告いたします。

本事案につきましては、認可校の申請に当たり、法人側における整理が不十分であったこと、また、所轄庁が無認可校の実態について把握し切れないまま諮問に至ったことが一因と考えますが、本件を受けまして、事務局としても、所轄庁である区や市への指導の徹底や、他道府県の確認、円滑に部会調査を行っていただけるような綿密な事前確認の実施が必要であることを痛感したところでございます。

以上で、事務局からの報告を終わります。

○近藤会長　続きまして、部会調査結果について、加茂川委員に御説明をお願いいたします。

○加茂川委員　それでは、私から、第一部会の調査結果について、御報告いたします。

本件は、埼玉県为学校法人が都内に専修学校を設立するという事例であり、近年、他県からの設置認可申請が増えてきております。このような案件においては、法人管理を行う他県からの情報は得にくい状況もあると思いますが、認可申請に至る前の事前の調査や指導がとても重要となります。こうした事前の調査や指導では、法人所轄の各道府県事務局とも連携を密にして進めるべきだと考えます。

今回の薬学ゼミナール市ヶ谷教室では、部会調査の中で指摘した学校の名称に関する疑義に対し、法人側が適切に答えることができませんでした。また、事務局報告にあったような問題点も明らかとなり、結果的には、部会調査が有効に機能した事例だったと考えます。

本件のような事例につきましては、所轄庁による精査と都による所轄の区や市への指導、事務局と部会の綿密な連携が、ますます重要になってまいります。本件は、今後の審査にとって有益な経験・事例であったと考えますが、事務局にも引き続きしっかりとした精査や指導をお願いしたいと考えます。

部会調査の報告は、以上でございます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、当案件の審議はこれで終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、10月16日、月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後 3 時20分閉会